

一般社団法人 日本感染症学会

第100回総会資料

2026年5月23日（土） 13時00分～14時00分

東京国際フォーラム ホールC （第1会場）

報告事項

第1号 2025年度事業報告について

第2号 2026年度事業計画および正味財産増減予算案について

審議事項

第1号議案 貸借対照表、正味財産増減計算書および財産目録
（2026年2月末日現在）承認について

第2号議案 定款変更承認について

第3号議案 次期（2027年度）会長承認について

第4号議案 次々期（2028年度）会長候補者選任について

第5号議案 次々期総会開催地および会期について

第6号議案 次々々期（2029年度）会長候補者選任について

第7号議案 名誉会員および功労会員選任について

その他

報告事項

第1号 2025年度事業報告について

1. 2025年度優秀業績の表彰

- 1) 2025年度優秀業績については慎重に検討された結果、

宮崎 義継 氏 (国立健康危機管理機構国立感染症研究所)

「Gastrointestinal anaerobes and *Enterococcus faecalis* promote *Candida glabrata* gastrointestinal colonization and organ dissemination」

(Journal of Infection and Chemotherapy 2025; 31(4): 102658)

以上、1件に二木賞が授与されることとなった。

青木 亜美 氏 (新潟大学大学院医歯学総合研究科呼吸器感染症内科)

「Suppression of Type I Interferon Signaling in Myeloid Cells by Autoantibodies in Severe COVID-19 Patients」

(Journal of Clinical Immunology 2024; 44: 104)

上記の研究業績に対して日本感染症学会北里柴三郎記念学術奨励賞が授与されることとなった。

- 2) Young Challenger Award 2026 sponsored by 公益財団法人シオノギ感染症研究振興財団については慎重に検討された結果、以下5件に授与されることとなった。

飯島 健太 氏 (神戸大学医学部附属病院感染症内科)

テーマ：入院時のスクリーニング検査戦略の違いで生じる院内発症 COVID-19 発生率の比較の研究」

北野 泰斗 氏 (奈良県総合医療センター小児科・臨床研究センター)

テーマ：市中病院での感染症臨床研究プログラムモデルの立ち上げ活動：感染症臨床研究の民主化に向けて」

中田 奈々 氏 (国立大学法人長崎大学保健センター)

テーマ：海洋微生物からの新規抗真菌薬の開発

乗松 雄大 氏 (国際医療福祉大学市川病院皮膚科)

テーマ：日本における蜂窩織炎、壊死性筋膜炎患者のリスク評価および日本人向けの蜂窩織炎・壊死性筋膜炎鑑別ツール (J-LRINEC スコア) の作成

村田 陽 氏 (東京都立小児総合医療センター感染症科)

テーマ：中学生に対する学校教育を活用した HPV ワクチンのアドボカシー活動とその有効性に関する研究

- 3) 日本感染症学会感染症フロンティアリサーチ賞については慎重に検討された結果、以下3件に授与されることとなった。

幾瀬 樹 氏 (国立成育医療研究センター感染症科)

「Neonatal acute liver failure cases with echovirus 11 infections, Japan, August to November 2024」
(Eurosurveillance)

田中 拓 氏 (佐野厚生総合病院内科 (呼吸器))

「Sctmla Depletion Promotes Neutrophil Recruitment during Pneumococcal Pneumonia」
(American Journal of Respiratory Cell and Molecular Biology)

福島伸乃介 氏 (岡山大学大学院医歯薬学総合研究科医歯薬学専攻医学系講座病原細菌学分野)

「Trends in the growing impact of group A *Streptococcus* infection on public health after COVID-19 pandemic: a multicentral observational study in Okayama, Japan」

(European Journal of Clinical Microbiology & Infectious Diseases)

2. 講演会

令和7年5月8日～5月10日、第99回学術講演会を光武耕太郎会長のもと第73回日本化学療法学会学術集会 (川名明彦会長) と合同開催としてパシフィコ横浜 ノースおよびWEB配信で行われた。

参加人数：4,930人

特別講演3題、海外招請講演2題、教育講演24題、特別企画3題、ジョイントシンポジウム5題、シンポジウム32題、パネルディスカッション3題、ワークショップ1題、スポンサーシンポジウム2題、ランチョンセミナー22題、イブニングセミナー3題、委員会企画2題、委員会報告3題、ICD講習会1題

一般演題457題 (口演：感染症215題・化療78題、ポスター：感染症111題・化療53題)

3. 地方会

・第74回東日本地方会学術集会は、令和7年9月24日～26日の3日間、齋藤昭彦会長のもとで第72回日本化学療法学会東日本支部総会 (菊地利明会長) と合同開催として朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンターおよびWEB配信で行われた。

特別講演 2 題、教育講演 11 題、シンポジウム 20 題、スポンサードシンポジウム 3 題、セミナー 2 題、教育セミナー 11 題、スポンサード教育講演 1 題、ティータイムセミナー 1 題、ICD 講習会 1 題

一般演題 196 題（感染症：139 題、化療：57 題）

参加人数 1,478 名

- ・第 95 回西日本地方会学術集会は、大毛宏喜会長のもとで令和 7 年 11 月 28 日～30 日の 3 日間、第 73 回日本化学療法学会西日本支部総会（高田徹会長）と合同開催として福岡国際会議場および WEB 配信で開催された。

招請講演 2 題、特別講演 2 題、特別企画 1 題、教育講演 14 題、シンポジウム 13 題、ジョイントシンポジウム・合同シンポジウム 3 題、ワークショップ 5 題、パネルディスカッション 7 題、感染症入門講座 6 題、モーニングレクチャー 4 題、スポンサードシンポジウム 4 題、臨時企画 1 題、共催セミナー 18 題、ICD 講習会 1 題

一般演題：461 題（感染症 335 題・化療 126 題）

参加人数 2,264 名

4. 雑誌刊行

1) 感染症学雑誌

第 99 巻 1 号より逐次刊行した。

2) Journal of Infection and Chemotherapy

Vol. 31, No. 1 より逐次刊行した。

インパクトファクター 2025 年度：1.5

JIC Award 2025 (Vol. 31 No. 2 102537)

Koki Takeda, *et al.*

Efficacy and safety of a low-dose sulfamethoxazole/trimethoprim regimen in preventing pneumocystis pneumonia: A retrospective study using a large-scale electronic medical record database

JIC Reviewer of the Year 2025

市原浩司 先生（札幌中央病院）

岩永直樹 先生（長崎大学医学部 呼吸器内科）

前田真之 先生（昭和医科大学薬学部臨床薬学講座感染制御薬学部門）

5. 感染症専門医審議委員会

1) 感染症専門医試験合格者 67 名

（敬称略）

池垣 俊吉	池亀 聡	池田 早織	伊藤 渉	稲田 修吾	井上 健	井上 貴昭	岩田 健一
上田 順彦	大井 一成	大川 直紀	大倉 敬之	大西 貴久	岡部 永生	葛西 健人	河瀬京太郎
川村 繭子	木原 久文	久良木隆繁	小林真一朗	小林都仁夫	小山 祐介	三枝 寛理	佐藤 央基
白井 絢子	園田 史朗	高嶋 英樹	瀧川 友哉	竹藤 寛	田中 宏幸	田中 康大	谷垣 智美
谷本 隆彦	田村 哲也	千葉 明生	津山 頌章	富樫 篤生	泊 美里	富永 理恵	中尾 匠
中尾 仁彦	中川 裕太	長崎 忠雄	中西 陽祐	中村 彰秀	新山 優	西田 裕介	乗松 雄大
羽山 ブライアン	ヨシオ	原田 雅教	引地 悠	福島 暁菜	福島伸乃介	古田 梨愛	古谷 賢人
堀田 亘馬	宮崎 泰斗	三輪 俊貴	村田 賢哉	村松恵理子	柳生 恭子	山岸 郁美	山添 正敏
山遠 剛	山本たける	吉川 寛	□田 美智子				

2) 更新者 298 名（令和 8 年 1 月 1 日現在専門医数 1,919 名）

3) 指導医 62 名

4) 感染症専門医認定研修施設 336 施設（ホームページ参照）

6. 保険委員会

1) 日本化学療法学会、日本環境感染学会、日本臨床微生物学会と連名で「抗菌性物質製剤（メロペネム及びバンコマイシン）の原薬国産化による安定供給体制確立の要望書」を厚生労働省に提出した（2025 年 6 月 23 日）。

2) 日本呼吸器学会、日本化学療法学会と合同で「気管支拡張症に対するマクロライド系抗菌薬の適正使用のお願い」を HP に公開した（2025 年 5 月 19 日）。

3) 日本エイズ学会、日本寄生虫学会、日本熱帯医学会、日本臨床微生物学会と合同で「血清赤痢アメーバ抗体検査薬の適正使用について」を HP に公開した（2025 年 10 月 22 日）。

4) 日本結核・非結核性抗酸菌症学会、日本呼吸器学会、日本化学療法学会と連名で「カルバペネム系抗菌薬イミペネム・シラスタチンの安定供給に関する要望書」を提出した（2025 年 10 月 24 日）。

5) 日本結核・非結核性抗酸菌症学会、日本呼吸器学会、日本臨床微生物学会と連名で「新規抗酸菌核酸同定検査の早期保険適用に関する要望書」を提出した（2025 年 11 月 28 日）。

6) 日本化学療法学会と連名で「抗菌薬の安定供給に係る要望」を提出した（2025 年 12 月 5 日）。

7) 薬剤の出荷調整・供給停止・不採算等について検討した。

8) 医療事故調査・支援センターからの依頼に協力した。

7. ガイド・ガイドライン関連

1) JAID/JSC 呼吸器感染症治療ガイドランスを作成中

2) 薬剤耐性（AMR）治療ガイドランスを作成中

3) RSV 感染症診療の手引き改訂版を作成中

4) 個別化医療としてのファージ療法指針を作成中

8. 学際化国際化委員会

1) 学際化

- ・JaSA として敗血症セミナーを 2025 年 5 月 17 日に日本救急医学会が主催した。

2) 国際化

- ・第 99 回日本感染症学会学術講演会
海外招請講演 1 (ESCMID)、海外招請講演 2 (IDSA)
- ・IDweek 2025 (2025 年 10 月 19 日～22 日、アトランタ、土井洋平会長) : Vaccine hesitancy をテーマに講演が行われた。

9. 臨床研究促進委員会

1) 第 9 回日本感染症学会臨床研究促進助成 (2025 年度)

- 受賞者：鎌田 啓佑 氏 (北海道大学病院呼吸器内科)
- 研究課題：日本における肺炎非結核性抗酸菌症の疫学および治療実態調査

2) ワークショップ開催

第 99 回日本感染症学会学術講演会

ワークショップ：あなたの日常診療を科学にしよう

Accepted Paper Session - 臨床研究の着想から論文アクセプトまで成功体験を共有する -

- ### 3) レジオネラ症診断における尿中抗原検査と臨床的特徴に関する全国サーベイランス研究事業については、症例収集している。
- ### 4) COVID-19 重症化因子探索事業について、副論文作成中。

10. 検査関連

- 1) 「インフルエンザ核酸検出検査の有効活用に向けた提言 (一部追記)」 (2025 年 8 月 20 日)
- 2) 「多項目遺伝子関連検査の実施指針について (2025 年 9 月 8 日改訂)」 (2025 年 9 月 11 日)
- 3) 「RS ウイルス核酸検出検査に関する考え方」 (2025 年 12 月 11 日)

11. インフルエンザ委員会

- 1) 「2025/26 シーズンにおけるインフルエンザワクチン接種に関する考え方とトピックス」 (2025 年 10 月 1 日)
- 2) 「キャップ依存性エンドヌクレアーゼ阻害薬バロキサビル マルボキシル (ゾフルーザ®) の使用についての提言 2025/26 シーズンに向けて」 (2025 年 11 月 10 日)

12. ワクチン委員会

- 1) 「破傷風トキソイド供給不足への対応について」 (2025 年 7 月 30 日)
- 2) 「COVID-19 ワクチンに関する提言 (第 11 版) -LP. 8. 1/XEC 対応ワクチンの任意接種を中心に-」 (2025 年 9 月 22 日)
- 3) 「65 歳以上の成人に対する肺炎球菌ワクチン接種に関する考え方 (第 7 版)」 (2025 年 9 月 30 日)
- 4) 「成人の RS ウイルスワクチンに関する見解」 (2025 年 12 月 9 日)
- 5) 「64 歳以下のハイリスク者に対する肺炎球菌ワクチン接種の考え方 (第 4 版)」 (2026 年 2 月 9 日)

13. 男女共同参画推進委員会

- 1) 第 99 回日本感染症学会学術講演会において委員会企画「これからの働き方とは? 他学会の現状と臨床現場ががらりと変わる医師のための AI 活用術」を開催した。

14. 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連

- 1) 日本化学療法学会、日本呼吸器学会、日本環境感染学会と合同で「新型コロナウイルスワクチン定期接種の公的助成継続に関する要望書」を厚生労働省に提出した (2025 年 8 月 20 日)。
- 2) 日本臨床微生物学会と合同で「新型コロナウイルスを含めた同時抗原検査の適切な使用について」を公開した。 (2025 年 8 月 25 日)
- 3) 日本呼吸器学会、日本化学療法学会、日本環境感染学会、日本臨床微生物学会と合同で「新型コロナウイルス感染症診療の指針」を公開した (令和 6 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業 新型コロナウイルス感染症診療の指針作成のための研究)。
- 4) 「新型コロナウイルス感染症の抗ウイルス薬に係る診療報酬上の取扱い終了に関する要望書」を厚生労働省に提出した (2026 年 2 月 24 日)。

16. 呼吸器感染症予防週間

- 1) 啓発ポスターを作成した。
- 2) 市民公開講座「なくそう、ふせごう 呼吸器感染症 2025」 (2025 年 9 月 28 日、WEB 開催)

17. 四学会合同抗菌薬感受性サーベイランス委員会

泌尿器科 (単純性膀胱炎、複雑性尿路感染症)、小児科 (百日咳)

18. 四学会合同事業セミナー

19. ICD制度協議会
新規認定者 62名 有資格者数 3,140名（当学会推薦）

庶務報告

1. 会員数 正会員：9,583名 賛助会員：18件 令和8年2月28日現在
除名については該当者無し
2. 第99回日本感染症学会総会は令和7年5月8日、パシフィコ横浜 ノースにて行った（ハイブリッド）。
3. 令和6年度評議員会は令和7年5月8日、パシフィコ横浜 ノースにて行った（ハイブリッド）。
4. 理事会は5回行った。必要に応じて都度メール審議を行った。
5. 感染症学雑誌編集委員会6回会議を行った。
Journal of Infection and Chemotherapy 編集委員会は1回会議を行った。
6. 学会賞選考委員会は1回行った。
7. 専門医関連委員会は10回会議を行った。
8. 男女共同参画推進委員会は1回WEB会議を行った。
9. レジオネラ検討委員会関連：2回WEB会議を行った。
11. 感染症遺伝子検査委員会は6回WEB会議を行った。
12. RSV感染症診療の手引き作成委員会は1回WEB会議にて行った。
13. 100周年記念事業関連委員会は12回WEB会議にて行った。
14. その他の委員会については、メール審議を行った。

第2号 2026年度事業計画および正味財産増減予算書について

事業計画

1. 感染症に対する調査および研究ならびにこれらの援助、今年度の優秀業績の表彰
2. 感染症に関する学術講演の開催
 - ・2026年5月22日～24日の3日間、東京都・東京国際フォーラムにおいて、第100回日本感染症学会総会・学術講演会（会長・大毛宏喜）開催予定。
 - ・2026年10月28日～30日の3日間、東京都・東京ドームホテルにおいて、第75回東日本地方会学術集会（会長・渡邊哲）開催予定。
 - ・2026年12月18日～20日の3日間、高知市・高知県立県民文化ホール他において、第96回西日本地方会学術集会（会長・長尾美紀）開催予定。
3. 感染症に関する学術図書の刊行
感染症学雑誌 刊行回数 隔月（6回） オンラインジャーナル
Journal of Infection and Chemotherapy 年12回 オンラインジャーナル
4. 専門医制度
 - ・第30回感染症専門医資格認定試験を11月または12月に実施する。
 - ・指導医講習会を第100回日本感染症学会学術講演会、第75回東日本地方会学術集会、第96回西日本地方会学術集会において実施する。
 - ・日本専門医機構と相互に連絡協調し、新専門医制度下のサブスペシャリティ領域制度設計を行う。
5. 提言・ガイド・ガイドライン
 - ・薬剤耐性（AMR）治療ガイドラインを作成する。
 - ・*Clostridioides difficile* 感染症診療ガイドラインの改訂版を作成する。
 - ・JAID/JSC 呼吸器感染症治療ガイドラインを作成する。
 - ・RSV 感染症診療の手引き改訂版を作成する。
 - ・個別化医療としてのファージ療法指針を作成する。
6. 第10回臨床研究促進助成事業を行う。
7. 男女共同参画推進委員会において学術講演会時等での企画を検討する。
8. 創立100周年記念事業を行う。
9. 外来抗菌薬適正使用調査委員会でアンケート調査結果を公表する。
10. 四学会合同抗菌薬感受性サーベイランス事業に参加する（継続）（呼吸器、泌尿器）。
11. 三学会合同リネゾリド適正使用委員会を開催する（継続）。
12. JaSA 事業に参加する（継続）。
13. ICD 制度協議会に加盟する（継続）。
14. 認定臨床微生物検査技師制度協議会および感染制御認定臨床微生物検査技師制度協議会に加盟する（継続）。
15. 日本微生物学連盟に加盟する（継続）。
16. 予防接種推進専門協議会に加盟する（継続）。
17. 内科系学会社会保険連合に加盟する（継続）。
18. 一般社団法人日本医療安全調査機構に加盟する（継続）。

19. 一般社団法人医療安全全国行動に加盟する（継続）。
20. マスギャザリングイベント等に係る救急・災害医療体制を検討する学術連合体（AC2020）に加盟する（継続）。
21. 日本環境感染学会と合同で FUSEGU2020 事業を行う（継続）。
22. 日本医学会、日本医学会連合に評議員および連絡員を派遣し、医学発展のために各種問題につき相互に連絡協調する。
23. 関係学術団体との連絡協議。

正味財産増減予算書について(別表 4)

審議事項

第1号議案 貸借対照表、正味財産増減計算書および財産目録（2026年2月末日現在）承認について

2025年度貸借対照表は別表1、正味財産増減計算書は別表2、財産目録は別表3の通りである。

第2号議案 定款変更について（7頁）

第3号議案 次期（2027年度）会長承認について

札幌医科大学医学部感染制御・臨床検査医学講座 高橋 聡 教授

第4号議案 次々期（2028年度）会長候補者選任について

名古屋大学大学院医学系研究科臨床感染制御学分野 八木 哲也 教授

第5号議案 次々期総会開催地および会期について

第6号議案 次々々期（2029年度）会長候補者選任について

第7号議案 名誉会員および功労会員承認について

名誉会員推薦：尾内 一信 先生、竹末 芳生 先生

功労会員推薦：岡山 昭彦 先生、斧 康雄 先生、駒瀬 裕子 先生、藤田 直久 先生、
森田 邦彦 先生、矢野 邦夫 先生

その他

旧	新
第4章 総会	第4章 総会
<p>(構成)</p> <p>第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p> <p>(権限)</p> <p>第13条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認</p> <p>(4) 定款の変更</p> <p>(5) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(6) その他法令又はこの定款により定められた事項</p> <p>(開催)</p> <p>第14条 総会は、定時総会と臨時総会とする。</p> <p>2 定時総会は、毎年一回事業終了後3カ月以内に開催する。</p> <p>3 臨時総会は、理事長が必要と認めたときに開催することができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</p> <p>2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>3 総会を招集するときは、書面をもって（電磁的方法を含む）、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 定時総会の議長は、総会において会員の中から選出する。</p> <p>2 臨時総会の議長は、理事長が行う。</p> <p>(議決権)</p> <p>第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p> <p>(決議)</p> <p>第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の3分の1を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、あらかじめ書面または電磁的方法をもって他の会員を代理人として議決権行使の委任を表明した者及び議決権行使の意思を表明した者は、出席者とみなす。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長、理事長、出席した正会員の中から選出された1名は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>(構成)</p> <p>第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p> <p>(権限)</p> <p>第13条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 貸借対照表及び損益計算書（<u>活動計算書</u>）の承認</p> <p>(4) 定款の変更</p> <p>(5) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(6) その他法令又はこの定款により定められた事項</p> <p>(開催)</p> <p>第14条 総会は、定時総会と臨時総会とする。</p> <p>2 定時総会は、毎年一回事業終了後3カ月以内に開催する。</p> <p>3 臨時総会は、理事長が必要と認めたときに開催することができる。</p> <p>(電子提供措置)</p> <p><u>第15条 この法人は、総会の招集に際し、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p>(招集)</p> <p><u>第16条</u> 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</p> <p>2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>3 総会を招集するときは、書面をもって（電磁的方法を含む）、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p><u>第17条</u> 定時総会の議長は、総会において会員の中から選出する。</p> <p>2 臨時総会の議長は、理事長が行う。</p> <p>(議決権)</p> <p><u>第18条</u> 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p> <p>(決議)</p> <p><u>第19条</u> 総会の決議は、総正会員の議決権の3分の1を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、あらかじめ書面または電磁的方法をもって他の会員を代理人として議決権行使の委任を表明した者及び議決権行使の意思を表明した者は、出席者とみなす。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が<u>第21条</u>に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第20条</u> 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長、理事長、出席した正会員の中から選出された1名は、前項の議事録に記名押印する。</p>
第5章 役員	第5章 役員
<p>(役員の設定)</p> <p>第20条 この法人に、次の役員を置く</p> <p>(1) 理事 3名以上15名以内</p> <p>(2) 監事 3名以内</p> <p>2 理事のうち1名を理事長、理事長以外の理事のうち3名を常務理事とする。</p>	<p>(役員の設定)</p> <p><u>第21条</u> この法人に、次の役員を置く</p> <p>(1) 理事 3名以上15名以内</p> <p>(2) 監事 3名以内</p> <p>2 理事のうち1名を理事長、理事長以外の理事のうち3名を常務理事とする。</p>

<p>3 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。 (役員を選任)</p> <p>第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長および常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊な関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 (理事の職務及び権限)</p> <p>第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。</p> <p>2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>3 理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、他の理事がその業務にかかる職務を代行する。</p> <p>4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 (監事の職務及び権限)</p> <p>第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 (役員任期)</p> <p>第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続2期を超えることはできない。</p> <p>2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 (役員解任)</p> <p>第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。 (役員報酬等)</p> <p>第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は、支弁することができる。</p>	<p>3 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。 (役員を選任)</p> <p>第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長および常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊な関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 (理事の職務及び権限)</p> <p>第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。</p> <p>2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>3 理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、他の理事がその業務にかかる職務を代行する。</p> <p>4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 (監事の職務及び権限)</p> <p>第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 (役員任期)</p> <p>第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続3期を超えることはできない。</p> <p>2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 (役員解任)</p> <p>第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。 (役員報酬等)</p> <p>第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は、支弁することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第27条 この法人に、理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 (権限)</p> <p>第28条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職 (招集等)</p> <p>第29条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>3 理事会の議長は理事長がこれにあたる。 (決議)</p> <p>第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項に規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。 (議事録)</p> <p>第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第28条 この法人に、理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 (権限)</p> <p>第29条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職 (招集等)</p> <p>第30条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>3 理事会の議長は理事長がこれにあたる。 (決議)</p> <p>第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項に規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。 (議事録)</p> <p>第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>

<p style="text-align: center;">第7章 評議員および評議員会</p> <p>(評議員) 第32条 この法人に、任意の組織構成員として、若干名の評議員を置く。 2 評議員は、評議員会を構成し、理事会の諮問に応じ理事長に対し必要と認める事項について助言する。 3 評議員の選任及び解任は、理事会において決議する。 4 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。 5 評議員は、無報酬とする。</p> <p>(評議員会) 第33条 評議員会は、毎年度一回開催するほか、必要がある場合に開催する。 2 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。 3 評議員会の議長は、理事長がこれにあたる。 4 評議員会の議事については、議事録を作成する。議長及び出席した評議員の中から議事録署名人として選任された2名は、議事録に記名・押印する。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 評議員および評議員会</p> <p>(評議員) 第33条 この法人に、任意の組織構成員として、若干名の評議員を置く。 2 評議員は、評議員会を構成し、理事会の諮問に応じ理事長に対し必要と認める事項について助言する。 3 評議員の選任及び解任は、理事会において決議する。 4 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。 5 評議員は、無報酬とする。</p> <p>(評議員会) 第34条 評議員会は、毎年度一回開催するほか、必要がある場合に開催する。 2 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。 3 評議員会の議長は、理事長がこれにあたる。 4 評議員会の議事については、議事録を作成する。議長及び出席した評議員の中から議事録署名人として選任された2名は、議事録に記名・押印する。</p>
<p style="text-align: center;">第8章 学術講演会</p> <p>(開催) 第34条 この法人は、会員の研究発表等のため、年次講演会を毎年一回開催する。 2 前項によるもののほか、理事会の議決を経て必要に応じて学術講演会、研究会等を開催することができる。</p> <p>(会長) 第35条 この法人は年次講演会を主催するために、会長1名を置く。 2 会長は、次の職務を行う。 (1) 学術講演会を総理する (2) 定時総会の議長を務める (3) 理事長の相談に応じること 3 会長の選任及び解任は、理事会の承認を経て総会において決議する。 4 会長の任期は就任後、次年度の定時総会終結時までとする。 5 会長の報酬は、無報酬とする。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 学術講演会</p> <p>(開催) 第35条 この法人は、会員の研究発表等のため、年次講演会を毎年一回開催する。 2 前項によるもののほか、理事会の議決を経て必要に応じて学術講演会、研究会等を開催することができる。</p> <p>(会長) 第36条 この法人は年次講演会を主催するために、会長1名を置く。 2 会長は、次の職務を行う。 (1) 学術講演会を総理する (2) 定時総会の議長を務める (3) 理事長の相談に応じること 3 会長の選任及び解任は、理事会の承認を経て総会において決議する。 4 会長の任期は就任後、次年度の定時総会終結時までとする。 5 会長の報酬は、無報酬とする。</p>
<p style="text-align: center;">第9章 資産及び会計</p> <p>(事業年度) 第36条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。</p> <p>(事業報告及び決算) 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 2 前項の書類および監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 資産及び会計</p> <p>(事業年度) 第37条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。</p> <p>(事業報告及び決算) 第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(活動計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書 2 前項の書類および監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第10章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更) 第39条 この定款は総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散) 第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(剰余金の分配の制限) 第41条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更) 第40条 この定款は総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散) 第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(剰余金の分配の制限) 第42条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。</p>

<p>(残余財産の帰属) 第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p>(残余財産の帰属) 第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>
<p>第 11 章 事務局 (事務局および職員) 第 43 条 この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設置し、使用人として必要な職員を置くことができる。 2 事務局の職員は、理事長が任免する。 3 事務局の職員は有給とし、適切な処遇を行う。</p>	<p>第 11 章 事務局 (事務局および職員) 第 44 条 この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設置し、使用人として必要な職員を置くことができる。 2 事務局の職員は、理事長が任免する。 3 事務局の職員は有給とし、適切な処遇を行う。</p>
<p>第 12 章 公告の方法 (公告の方法) 第 44 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。</p>	<p>第 12 章 公告の方法 (公告の方法) 第 45 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。</p>
<p>附則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。 2 この法人の最初の理事長は岩本愛吉とする。 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>	<p>附則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。 2 この法人の最初の理事長は岩本愛吉とする。 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、<u>第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</u> <u>附則（令和 8 年 5 月 23 日）</u> <u>1 この定款の変更は令和 8 年 5 月 23 日より施行する。ただし、定款第 13 条及び第 39 条の損益計算書（活動計算書）の変更については、令和 10 年 3 月 1 日開始事業年度より施行する。</u></p>

令和7年度新任評議員

1. 岡本 耕 (東京科学大学大学院医歯学総合研究科統合臨床感染症学分野)
2. 酒巻 一平 (福井大学医学部感染症学講座)
3. 的野多加志 (佐賀大学医学部附属病院感染制御部)
4. 加藤 敦 (川崎医科大学小児科学)
5. 山本 千恵 (京都第二赤十字病院呼吸器内科)
6. 吉村 幸治 (横浜市立市民病院感染症内科)
7. 島 久登 (社会医療法人尽心会亀井病院腎臓・高血圧診療部)
8. 井本 和紀 (大阪公立大学大学院医学研究科臨床感染制御学)
9. 清水 彰彦 (群馬県立小児医療センター感染症科・感染対策室)
10. 加藤 秀雄 (三重大学医学部附属病院薬剤部)
11. 大森慶太郎 (広島大学病院感染症科)
12. 河村 真人 (東北医科薬科大学薬学部臨床感染症学)
13. 八木 一馬 (慶應義塾大学医学部感染症学教室)
14. 伊東 直哉 (名古屋市立大学医学部附属東部医療センター)
15. 森岡 悠 (名古屋大学医学部附属病院中央感染制御部)
16. 岡 圭輔 (名古屋大学医学部附属病院中央感染制御部)

令和7年度
物 故 会 員

1. 佐藤七七郎 先生 (正会員) (年 月 日)
2. 谷口 晴記 先生 (評議員) (2024年 8月 日)
3. 中元 秀友 先生 (正会員) (2024年 8月28日)
4. 平島 義彰 先生 (正会員) (2025年 1月12日)
5. 渋谷 泰寛 先生 (正会員) (2025年 2月 日)
6. 日野 治子 先生 (正会員) (2025年 3月19日)
7. 石井 浩三 先生 (評議員) (2025年 5月 4日)
8. 竹村佐千哉 先生 (正会員) (2025年 5月22日)
9. 貫名 正文 先生 (正会員) (2025年 7月 日)
10. 今村 徹 先生 (正会員) (2025年 7月16日)
11. 高橋 英治 先生 (正会員) (2025年10月 日)
12. 右田 琢生 先生 (正会員) (2025年10月19日)
13. 小田切繁樹 先生 (功 勞) (2025年10月24日)
14. 赤嶺 勝成 先生 (正会員) (2026年 1月 8日)
15. 品川 長夫 先生 (名 譽) (2026年 3月14日)

貸借対照表

令和8年2月28日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	297,372,264	291,199,990	6,172,274
仕掛品	12,535,188	5,239,897	7,295,291
未収金	6,196,226	1,490,726	4,705,500
前払金	727,060	1,616,846	△ 889,786
立替金	0	8,473	△ 8,473
貯蔵品	2,172,278	2,707,031	△ 534,753
流動資産合計	319,003,016	302,262,963	16,740,053
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当資産	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
学会賞基金引当資産	13,300,000	13,300,000	0
新興再興感染症事業引当資産	70,950,000	70,950,000	0
退職給付引当資産	14,366,530	12,400,894	1,965,636
国際学術交流引当資産	27,350,000	27,350,000	0
専門医事業引当資産	30,000,000	30,000,000	0
英文誌発行引当資産	17,814,271	17,814,271	0
学術講演会基金引当資産	85,000,000	85,000,000	0
医学教育引当資産	0	846,807	△ 846,807
COVID-19診療指針引当資産	0	2,000,000	△ 2,000,000
特定資産合計	258,780,801	259,661,972	△ 881,171
(3) 定期預金			
定期預金	124,383,470	126,349,106	△ 1,965,636
定期預金合計	124,383,470	126,349,106	△ 1,965,636
(4) その他固定資産			
器具備品	543,524	724,819	△ 181,295
電話加入権	228,084	228,084	0
差入保証金	96,000	96,000	0
その他固定資産合計	867,608	1,048,903	△ 181,295
固定資産合計	404,031,879	407,059,981	△ 3,028,102
資産合計	723,034,895	709,322,944	13,711,951
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,658,976	3,518,518	△ 859,542
前受金	19,214,152	19,288,500	△ 74,348
預り金	1,654,121	567,945	1,086,176
流動負債合計	23,527,249	23,374,963	152,286
2. 固定負債			
退職給付引当金	14,366,530	12,400,894	1,965,636
固定負債合計	14,366,530	12,400,894	1,965,636
負債合計	37,893,779	35,775,857	2,117,922
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	2,846,807	△ 2,846,807
(うち特定資産への充当額)	0	(2,846,807)	(△2,846,807)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	685,141,116	670,700,280	14,440,836
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(244,414,271)	(244,414,271)	0
正味財産合計	685,141,116	673,547,087	11,594,029
負債及び正味財産合計	723,034,895	709,322,944	13,711,951

別表 2

正味財産増減計算書

令和7年3月 1日から

令和8年2月28日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	78,181,390	80,835,000	△ 2,653,610
正会員受取会費	76,281,390	78,835,000	△ 2,553,610
賛助会員受取会費	1,900,000	2,000,000	△ 100,000
事業収益	140,872,257	185,102,487	△ 44,230,230
総会講演会収益	66,713,695	82,341,215	△ 15,627,520
地方会講演会収益	53,236,482	59,911,672	△ 6,675,190
雑誌刊行収益	14,355,080	26,153,825	△ 11,798,745
専門医業務収益	6,567,000	8,052,000	△ 1,485,000
サーベイランス事業収益	0	7,080,250	△ 7,080,250
FUSEGU2020事業収益	0	63,525	△ 63,525
受託事業収益	0	1,500,000	△ 1,500,000
補助金	7,662,758	8,935,318	△ 1,272,560
受取寄付金	6,844,270	4,450,000	2,394,270
雑収益	12,375,474	11,782,532	592,942
雑収益	12,094,947	11,730,994	363,953
受取利息	280,527	51,538	228,989
経常収益計	245,936,149	291,105,337	△ 45,169,188
(2) 経常費用			
事業費	218,734,030	231,820,053	△ 13,086,023
給料	38,263,791	27,982,608	10,281,183
賃金	365,724	888,215	△ 522,491
福利厚生費	6,142,766	4,465,924	1,676,842
印刷費	10,682,666	12,964,333	△ 2,281,667
通信費	2,860,827	4,066,391	△ 1,205,564
発送費	0	11,425	△ 11,425
消耗品費	6,544,646	6,811,818	△ 267,172
会議費	9,642,837	10,241,444	△ 598,607
学会賞費	3,500,000	1,000,000	2,500,000
賃借料	58,574,258	52,740,118	5,834,140
業務委託費	59,297,563	81,290,622	△ 21,993,059
光熱水費	256,172	285,218	△ 29,046
旅費交通費	7,971,763	6,740,531	1,231,232
研究助成費	2,000,000	2,000,000	0
諸謝金	5,264,690	4,914,967	349,723
退職給付費用	1,833,315	5,285,998	△ 3,452,683
減価償却費	59,903	2,790,042	△ 2,730,139
租税公課	2,678,419	4,865,552	△ 2,187,133
雑費	2,794,690	2,474,847	319,843
管理費	12,761,283	13,949,897	△ 1,188,614
給料	3,328,522	2,215,255	1,113,267
賃金	247,572	658,004	△ 410,432
福利厚生費	547,734	374,586	173,148
通信費	1,546,832	1,189,411	357,421
消耗品費	429,956	254,285	175,671
会議費	592,122	367,086	225,036

賃借料	2,240,922	1,837,694	403,228
業務委託費	387,334	362,433	24,901
光熱水費	28,463	30,643	△ 2,180
旅費交通費	1,109,444	2,036,153	△ 926,709
諸謝金	1,516,000	1,505,000	11,000
退職給付費用	132,321	473,830	△ 341,509
支払寄付金	0	2,000,000	△ 2,000,000
雑費	654,061	645,517	8,544
経常費用計	231,495,313	245,769,950	△ 14,274,637
当期経常増減額	14,440,836	45,335,387	△ 30,894,551
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	14,440,836	45,335,387	△ 30,894,551
一般正味財産期首残高	670,700,280	625,364,893	45,335,387
一般正味財産期末残高	685,141,116	670,700,280	14,440,836
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
受取国庫補助金	0	2,000,000	△ 2,000,000
受取民間助成金	5,000,000	0	5,000,000
民間助成金返還額	684,049	0	684,049
一般正味財産への振替額	7,162,758	5,235,318	1,927,440
当期指定正味財産増減額	△ 2,846,807	△ 3,235,318	388,511
指定正味財産期首残高	2,846,807	6,082,125	△ 3,235,318
指定正味財産期末残高	0	2,846,807	△ 2,846,807
III. 正味財産期末残高	685,141,116	673,547,087	11,594,029

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
定額法によっている。
- (2) 引当金の計上基準
退職給付引当金・・・職員に対する退職金の支給に備えるため、期末における要支給額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産引当資産	20,000,000	0	0	20,000,000
小計	20,000,000	0	0	20,000,000
特定資産				
学会賞基金引当資産	13,300,000	0	0	13,300,000
新興再興感染症事業引当資産	70,950,000	0	0	70,950,000
退職給付引当資産	12,400,894	1,965,636	0	14,366,530
国際学術交流引当資産	27,350,000	0	0	27,350,000
専門医事業引当資産	30,000,000	0	0	30,000,000
英文誌発行引当資産	17,814,271	0	0	17,814,271
学術講演会基金引当資産	85,000,000	0	0	85,000,000
医学教育引当資産	846,807	0	846,807	0
COVID-19診療指針引当資産	2,000,000	0	2,000,000	0
小計	259,661,972	1,965,636	2,846,807	258,780,801
合計	279,661,972	1,965,636	2,846,807	278,780,801

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
基本財産引当資産	20,000,000	-	(20,000,000)	-
小計	20,000,000	0	(20,000,000)	0
特定資産				
学会賞基金引当資産	13,300,000	-	(13,300,000)	-
新興再興感染症事業引当資産	70,950,000	-	(70,950,000)	-
退職給付引当資産	14,366,530	-	-	(14,366,530)
国際学術交流引当資産	27,350,000	-	(27,350,000)	-
専門医事業引当資産	30,000,000	-	(30,000,000)	-
英文誌発行引当資産	17,814,271	-	(17,814,271)	-
学術講演会基金引当資産	85,000,000	-	(85,000,000)	-
医学教育引当資産	0	0	-	-
COVID-19診療指針引当資産	0	0	-	-
小計	258,780,801	0	(244,414,271)	(14,366,530)
合計	278,780,801	0	(264,414,271)	(14,366,530)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	2,919,718	2,376,194	543,524
合計	2,919,718	2,376,194	543,524

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
助成金						
杏林製薬医学教育助成金	杏林製薬㈱	0	5,000,000	5,000,000	0	
MSD医学教育助成金	MSD㈱	846,807	0	846,807	0	
厚生労働行政推進調査事業費補助金 (新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業)	厚生労働省	2,000,000	0	2,000,000	0	
合計		2,846,807	5,000,000	7,846,807	0	

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額	
目的達成による指定解除額	7,162,758
合計	7,162,758

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記」の「2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	12,400,894	1,965,636	-	-	14,366,530

財産目録

令和8年2月28日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I. 資産の部		
1. 流動資産		
(1) 現金		
現金手許有高	36,219	
(2) 普通預金		
三菱UFJ銀行 東恵比寿支店	108,974,933	
三菱UFJ銀行 東恵比寿支店	9,143,409	
三菱UFJ銀行 東恵比寿支店	657,179	
三菱UFJ銀行 本郷支店	39,955,996	
三菱UFJ銀行 春日町支店	6,497,878	
みずほ銀行 本郷支店	655,113	
みずほ銀行 本郷支店	427,804	
ゆうちょ銀行	1,166,105	
三井住友銀行 小石川支店	92,839	
十八親和銀行 北支店	1,625,916	
三菱UFJ銀行 千葉支店	2,000,322	
三菱UFJ銀行 聖護院支店	944,090	
北洋銀行 札幌西支店	1,941,555	
埼玉りそな銀行 越生毛呂山支店	1,500,753	
みずほ銀行 本郷支店 (JIC)	4,065,694	
みずほ銀行 本郷支店 (サーベイランス)	20,779,941	
みずほ銀行 本郷支店 (リネゾリド適正使用)	1,687,545	
三菱UFJ銀行 本郷支店 (FUSEGU)	3,233,350	
(3) 郵便振替		
ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター	54,544,315	
ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター	37,441,308	
(4) 仕掛品		
臨床研究事業仕掛品他	12,535,188	
(5) 未収金		
雑誌雑収入	891,190	
掲載料	955,566	
専門医収入	1,089,000	
その他	3,260,470	
(6) 前払金		
会場前払他	727,060	
(7) 貯蔵品		
書籍在庫	2,172,278	
流動資産合計		319,003,016
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
基本財産引当資産		
三菱UFJ銀行 春日町支店 定期預金	10,000,000	
三井住友銀行 小石川支店 定期預金	10,000,000	
(2) 特定資産		
1. 学会賞基金引当資産		
みずほ銀行 本郷支店 定期預金	13,300,000	
2. 新興再興感染症事業引当資産		
みずほ銀行 本郷支店 定期預金	10,950,000	
三菱UFJ銀行 本郷支店 定期預金	30,000,000	
三菱UFJ銀行 春日町支店 定期預金	30,000,000	
3. 退職給付引当資産		
みずほ銀行 本郷支店 定期預金	14,366,530	
4. 国際学術交流引当資産		

みずほ銀行 本郷支店 定期預金	27,350,000		
5. 専門医事業引当資産			
三菱UFJ銀行 東恵比寿支店 定期預金	9,000,000		
三菱UFJ銀行 本郷支店 定期預金	20,000,000		
みずほ銀行 本郷支店 定期預金	1,000,000		
6. 英文誌発行引当資産			
三菱UFJ銀行 本郷支店 定期預金	17,814,271		
7. 学術講演会基金引当資産			
ゆうちょ銀行 定額貯金	10,000,000		
三菱UFJ銀行 東恵比寿支店 定期預金	20,000,000		
三菱UFJ銀行 本郷支店 定期預金	10,000,000		
みずほ銀行 本郷支店 定期預金	5,000,000		
三井住友銀行 小石川支店 定期預金	40,000,000		
(3) 定期預金			
みずほ銀行 本郷支店	11,383,470		
三菱UFJ銀行 本郷支店	110,000,000		
ゆうちょ銀行 定額貯金	3,000,000		
(4) その他固定資産			
1. 器具備品 書庫 他	543,524		
2. 電話加入権			
03-3812-6170 80,300			
03-3812-6180 72,800			
03-5842-5845(5846) 74,984	228,084		
3. 差入保証金	96,000		
固定資産合計		404,031,879	
資産合計			723,034,895
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
未払法人税等	70,000		
未払消費税等	182,200		
その他	2,406,776		
前受金			
前受会費	794,152		
臨床研究事業費 他	18,420,000		
預り金			
源泉所得税 他	1,654,121		
流動負債合計		23,527,249	
2. 固定負債			
退職給付引当金	14,366,530		
固定負債合計		14,366,530	
負債合計			37,893,779
正味財産			685,141,116